# 校則における頭髪規制の再検討

# ――在学契約の観点から――

## 大 山 直 樹

### 1. はじめに

今日、いわゆる「ブラック校則」の問題が度々取り上げられ、世間を騒がせている。特に中学校や高等学校の「校則 $^{11}$ 」において、その内容や学校の指導、処分により理不尽な扱いを受け、生徒が精神的な苦痛を負うという事例が近年改めて指摘されている。

確かに学校は多数の生徒が集い集団生活が行われる場であり、皆が快適な空間で安心して過ごせるように、また集団の秩序維持のために、一定の規律が必要とされることは否定できない。学校の教育目標を達成する上で、生徒指導は学習指導と並んで重要な意義を有するものであり<sup>2)</sup>、「校内規律に関する指導」として、校則等を通じ規範意識の醸成を図ることの意義についても改めて指摘されるところである<sup>3)</sup>。

しかしながら、当該校則の内容が集団生活の維持に際して必要な範囲を超えて、生徒の身だしなみや生活様式等について極めて詳細な事項に入り込みすぎている例が少なくないことや、今日の社会状況、実態に即さないような内容のものが盛り込まれているにも関わらずその遵守の徹底を求められる等の事例が後を絶たず、学校と生徒との間に摩擦を生じる要因となっている<sup>4)</sup>。このように、必ずしも必要がないものや社会通念からかけ離れたような校則を押しつけることは、校則自体により確かに校内秩序の一定の維持に寄与するといえなくはないが、その代償があまりに大きすぎるものであり、これに

より生徒や保護者の学校への不信感という強い弊害をもたらし、その払拭の ためにも非常に多くの時間や労力を要するなど、失うものの方が遙かに大き いとの指摘もあり、強く警鐘が鳴らされてきたものでもある<sup>5)</sup>。

このような事例は相当以前から存在しており、校則の内容やこれに関する 学校の指導内容等に不服や異議を唱える例が後を絶たず、これを受けて法務 局や弁護士会、文部省からの改善勧告や指導等が昭和30年代の頃より度々 なされてきた<sup>6)</sup>。また、校則やその指導・処分内容をめぐって裁判で争われ る、「校則裁判」も度々提起されてきており、近年、いわゆる「黒染め強要 訴訟」として、自毛が茶色がかった生徒に対して学校側が黒染めを執拗に求 めたことで生徒が精神的な苦痛を負ったとして損害賠償を求めて係争中であ るといった事例もある<sup>7)</sup>。校則裁判では、憲法上の自己決定権等の問題とし て争われてきたが、いわゆる部分社会の法理を持ち出し、校則の制定や運用 については学校に包括的な権能が認められるものであり、そもそも学校のよ うな自治的な法規範を有する団体の内部紛争に関しては原則として司法審査 が及ばないものとし、また憲法の私人間効力の問題として、私人間の紛争に 憲法を直接持ち出して争うことはできないものとして学校側の裁量を広く認 め生徒側の訴えを全面的に認容した事例は存在しないといってよい。部分社 会論や私人間効力論の問題があるが故に裁判での救済の道を困難にしている とされる80。

しかしながら、これまでの事例において、校則をめぐりなぜ裁判で争われるまでになってしまったのかという根本的な点については再考すべきである。教育は本来、学校や教師と生徒との信頼関係あって成立するものであり、それが破壊し修復不可能な状態に陥り、最後の砦としての裁判所に救済を求めたといえるのではないか。前述の如く、校則の内容やその運用、それらがどのような結果を引き起こしたのかということが少なくとも半世紀以上も前から度々問題視され改善が強く要請されてきたにもかかわらず、根本的な改善が図られなかったり、また近年、いわゆるゼロ・トレランス方式の指導等が提唱される中、むしろ指導を強化する動きさえ出現している状況にある<sup>9)</sup>。結果として令和の新時代になっても同じ轍を踏み続けているのは事実であり、どこかで軌道修正を図らなければ永遠に解決が不可能な問題となり、更なる

軋轢を生み、規範意識の醸成どころか生徒に対して余計な苦痛を与えるのみ で何の教育的効果ももたらさないものになってしまうだろう。

校則に関して特に問題となりやすいのは生徒の身だしなみに関するもの、とりわけ頭髪に関するものであるといえる。無論、制服や標準服等の服装に関して、あるいは靴や鞄の指定やその他の所持品、装身具等に関するものに関しても幾多の問題を抱えているのは事実であるが、頭髪に関しては完全に身体の一部を構成するものであり、服装等とは異なり校内・校外で取り替えが効かず24時間ついて回るものであることから、校則において一定の規制を設けることの妥当性が特に問題となりやすく、本来はとりわけ慎重な対応が求められるものといえる。実際、古い時代の「丸刈り校則」から、パーマの禁止、そして近年の「黒染め強要訴訟」にも関連するが染色の是非等、幾多の問題が発生し、裁判で争われる事態も度々生じてきたが、前述の如く司法審査については消極的な態度を示し、学校側の主張や対応の妥当性を追認するような形態に終始しているのがこれまでの現状といえる。

しかしながら、これまでの判例や学説、立法の動向等を改めて再検討して みると、部分社会の法理の妥当性に関してはこれを克服できる可能性を見出 しうる段階にあるといえ、そうすれば校則に関してより積極的な司法審査を 行うことの可能性も見出せるものである。

頭髪規制の限界点に関する判断基準としても、労働法の分野において、職場の服務規律における髭や頭髪等の身だしなみ規制に関する議論や判例の蓄積等が見られ、参考になる点が見受けられるものである。学校は社会において必要な知識や教養、その他の事項を学ぶ場であり、校則も社会の価値観の変化・多様化を踏まえつつ、一般社会と乖離しないようなものであり絶えず見直しが必要であるとされること、しつけや道徳面等の詳細な事項にまで校則で規制を及ぼす必要はないと考えられる等とされている以上 100、一般の社会の基準に則ったものをという意味で有用な手がかりをつかめると思われる次第である。

また、我が国の民法典が改正され、定型約款に関する規定が盛り込まれた。 就業規則や服務規律、約款と校則は法的性質も類似した点があると議論されてきたこともあり<sup>11)</sup>、これも現状打開に寄与しうると考えられるものである。 このようにして実態に即した妥当な形態での学説や判例法理の形成が進めば、各学校の校則のあり方や運用等の改善につながる面も大きいと思われるところから<sup>12)</sup>、本稿ではこれらの点について、特に頭髪規制に関する問題に焦点を当てて若干の検討を試みたい。

# 2. 労働法分野における就業規則・ 服務規律による身だしなみ規制

### (1) 就業規則とその法的性質

今日、大多数の事業者では基本的な労働条件の整備を図るため、就業規則を作成しており、常時 10人以上の労働者を使用する使用者はその作成と労働基準監督署への届出の義務があるところである<sup>13)</sup>。そして、当該就業規則がどのような根拠に基づき、労働者を拘束するのかとの点につき、①就業規則は当該職場における自律的な法規範としての性質を有し、法律が当事者間の同意等を問題とせずに当然に私人間の契約関係を規律するのと同じように就業規則も当然に労働契約を規律するものであるとする法規説と②基本的な労働条件等について使用者が定めた契約のひな形としての性質を有し、労働契約は労働者が就業規則に従うことを合意して成立することから、これにより労働者が従う義務があるとするという契約説の立場があるとされてきた<sup>14)</sup>。

両者のいずれの立場をとるべきかという点に関しては激しい議論の対立があったが、その後、いわゆる秋北バス事件大法廷判決<sup>15)</sup>を経て、両者の折衷的ともいえるいずれの立場ともいえない独自の見解を示した<sup>16)</sup>。その後の新たな議論として、学説としては就業規則は使用者が作成した約款であり、労働契約における労働条件は就業規則によるという慣習が成立している状態にあることからこれにより就業規則が労働契約の内容に取り込まれることで拘束力が発生するとする約款説、定型契約説といわれる見解が唱えられ<sup>17)</sup>、その後の判例でもこのような見解が採用されているとする<sup>18)</sup>。

その後、2007年の労働契約法制定に伴い、同法7条では就業規則の効力

四

について、その内容が合理的でありこれを労働者に周知させていた場合は当該就業規則が労働契約の内容になるとしているが、同法における就業規則の効力について、判例法理をそのまま明文化したものであることから法規説・契約説いずれの立場にもよらないものであるとしつつも、同法では労働契約について、合意により締結や変更がなされるべき旨を定め(同法 1 条、3 条、6 条、8 条、9 条等)、個別の合意なき限りで就業規則が労働契約の内容となるとしていることから、契約説の立場が相当反映されているとしているところであり、また契約説の立場からは、同法における就業規則の効力に関して、就業規則は契約のひな形の機能を有するものであり、前述の如く同法では合意の原則を強調していることから、契約のひな形である就業規則に合意したことをもって効力が発生するとされている 19)。

### (2) 服務規律と懲戒処分・不利益処遇

大多数の事業者においては、就業規則において、あるいはこれとは別の規程を設ける形で職場の規律維持のために服務規律が定められ、これに従うことが要請される。そしてその実効性を維持するために、服務規律の違反に対して改善を求める業務命令や指導、制裁として懲戒処分等や人事評価の低下等の不利益処遇がなされることが少なくない。

懲戒処分に関しては、使用者がいかなる場合に行うことができるかとの点につき、①使用者の固有権限として、特に定めがなくても使用者の裁量により行いうるとする固有権説、②使用者の裁量に委ねるのは問題があるとして、就業規則において懲戒規定を盛り込み、懲戒処分の内容についても労働契約の内容になっていることが必要であるとする契約説等が唱えられてきたが、今日、学説や判例、そして立法に関しても、固有権説を全面的には承認しておらず、契約説の方が適切なものとされている<sup>20</sup>。

服務規律の内容も多様なものがあるが、特に、労働者の身だしなみに関する事項に焦点を当ててみたい。特定の職種・事業者において、安全衛生上や顧客対応その他の職務遂行上、制服や作業服等指定の服装が求められる場合において服務規律で着用を義務づける等の事例が典型的であるが、校則の場合と同じく、頭髪や髭等に関して一定の規制を設け、その違反に対して改善

Ŧī.

指導がなされ、場合により懲戒処分やその他不利益処遇等の対象となる場合がある。このような事例においては、判例において頭髪や髭等は身体の一部をなすものであり労働者の人格的利益の保護の観点から、当該服務規律自体、あるいはその違反に対する業務命令の内容や懲戒処分その他の不利益処遇について、その必要性や妥当性、合理性等を実質的な面から判断し、服務規律の規定を限定的な意味に解釈したり、当該処分や不利益処遇の違法性を示す等、一定の限界を示すという傾向が見られるところである。

例えば、ハイヤーの運転手に対する口髭の規制が争われた事例<sup>21)</sup> や郵便局の職員に対する長髪や髭の規制につき争われた事例<sup>22)</sup> 等では、いずれも服務規律に定められた髭や長髪の禁止は、顧客に不快感を与えるような印象のあるものを禁止するという趣旨であり、いわゆる無精髭や手入れをしていない見苦しい印象を与える長髪を禁止するもので、適切に手入れが加えられ、不潔感や不快感を感じないような髭や長髪はここで禁止されたものにあたらないと当該服務規律を限定的な意味に解するべき旨が示されている。

また、直接頭髪に関して服務規律で定められていた例ではないが、トラックの運転手が頭髪を派手な黄色に染めて使用者側が再三にわたり元の色に染め直すよう業務命令として求めてもこれに応じず、就業規則に基づき論旨解雇した事例で、取引先等からの具体的な苦情や使用者側の営業に支障をきたすような事態が実質的には発生していない等の事例を踏まえると、当該業務命令は企業の具体的な運営上かつ合理的な範囲内においてなされたものとはいえず、結果として解雇は無効なものとされた事例もある<sup>23)</sup>。

さらに髭に関してはごく最近の事例として、服務規律に身だしなみ基準として髭を剃ること、整えられた髭も不可とする規定を設けていたものの髭を剃らずに勤務を続けていた地下鉄の運転士が人事考課で減点を受けたとした事例で、当該規定の違法性までは認容しなかったものの、当該規定は乗客に対し不信感を与えぬよう、身だしなみを整えて勤務に当たるべきことを示し、職員の任意の協力を求める趣旨のものであり、一切の髭を生やしてはならないとか、髭を生やしたことを理由として人事上の不利益処遇の対象とすべきと解するものではないとして、人事考課については使用者側の裁量の逸脱があったとして違法性を認めた事例がある<sup>24</sup>。

六

# 3. これまでの校則に関する代表的な判例 (頭髪規制に関するものを中心に)

これまでに校則に関して争われてきた代表的な判例は、頭髪規制に関して は以下のようなものがある。

まず、いわゆる「丸刈り校則」の違法性について争われた事例として、校長は学校が教育目的を達成するために、教科の学習等に関することに加え、生徒のしつけ等生活指導に関しても必要な校則を制定する包括的な権能を有すること、校則の内容については校長の専門的・技術的な見地からの裁量に委ねられ、その内容が著しく不合理でない限り違法なものとはいえない、本件の場合、丸刈り校則自体の合理性や教育上の効果については疑問の余地があるとしながらも、これに従わない場合に強制的に頭髪を刈ったり、訓告以上の強い処分、不利益措置を科すといったことは予定していないことからして、当該校則自体は著しく不合理なものとはいえず、違法性はないと判示したものがある<sup>25)</sup>。

また、同じく丸刈り校則について争われた事例として、中学校入学前の小学生とその両親が入学予定の中学校の丸刈り校則について、その無効の確認を求めて争われた事例として、当該中学校の「生徒心得」は、文字通り生徒が守るべき一般的な心得を示したものにとどまり、懲戒処分等についての具体的な規定はおかれていないため法的拘束力を有さないものと考えられること、すなわち生徒に対する具体的な権利義務を形成する等の効果を持つものではないとして、抗告訴訟の対象となり得ない旨が判示された<sup>26)</sup>。

更に、パーマの禁止に関しては、私立高校の事例において、普通自動車の 運転免許を校則に反して取得し、生徒が校則で禁止されたパーマをかけたと して学校から自主退学の勧告を受け、一旦は自主退学したものの後に、同校 則や同退学処分の違憲性・違法性を主張し、卒業認定と生徒の地位確認を求 めて争われた事例で、憲法は私人間に直接適用されるものではなく私立高校 の校則が憲法違反になるか否かを直接論じることは困難であり、私立高校は 独自の校風や教育方針を有し生徒もこれを承知の上で入学するものであるこ と、すなわち、「清潔かつ質素で流行を追うことなく華美に流されない態度

七

を維持すること」を教育方針としそのために当該校則を制定していること、「パーマをかけることを禁止しているのも、高校生にふさわしい髪型を維持し、非行を防止するため」であり、この点からすると当該校則は不合理なものとはいえないとして、原告生徒の訴えを退けている<sup>27)</sup>。

## 4. 部分社会の法理や校則の法的性質についての再考

### (1) いわゆる「部分社会の法理」に関する再考

前述の如く、校則による頭髪規制についてこれまでに争われた事例のうち、生徒側の主張を全面的に認容したものは存在しない。各学校は教育目的の達成のために、「生徒を規律する校則を定める包括的な権能を有する」ものであり、それは「内容が著しく不合理でない限り」、「違法とはならない」として学校側の裁量を広く容認するという態度にあり<sup>28)</sup>、これはいわゆる富山大学単位不認定事件<sup>29)</sup>で示された、「部分社会の法理」を中学校や高等学校等の校則問題にも当てはめ、自律的な法規範を有する団体については当該団体の運営に関してもその自律権をできる限り尊重すべきであり、当該団体内部の紛争には原則として司法審査が及ばないとする見解を引き継いでいるとみられるものである。

しかし、このような立場をとるのでは、生徒と学校との間の信頼関係が崩壊し修復が不可能な状態となって最後の砦としての裁判所に救済を求めたとしても、救済への途が開かれないこととなり、今日この点に関しての根強い批判があることも事実である<sup>30)</sup>。確かに学校における教育紛争は裁判にはなじみにくいものもあることは事実であるが、事柄の重大さや紛争の長期化、当事者間の解決が望めない等の場合には、最終的には裁判で解決が図られる<sup>31)</sup> ことにならざるを得ないといえるし、裁判に持ち込むに当たっても、理論的な面の克服が相当程度なされており、部分社会の法理を援用して学校内部の問題イコール司法審査の対象外と単純に結びつけることはない、むしろ、原則として司法審査の対象として扱っているのではないかと理解されるようにもなっていることもうかがえるものである。

八

例えば、部分社会の存在やその法的自律性自体は否めないものの、司法審査の対象となるのは一般法秩序のみとするのは好ましくない、一般の公法や私法を偏重しているのではないかとするところである<sup>32)</sup>。学校の在学関係においても司法審査が及ぶものもありうるのであって、学校が生徒の学習権やその他の権利を一方的に制限するような場合、退学処分や卒業拒否などの対外的行為に限らず、懲戒処分や進級拒否、定期試験不実施などの内部における教育措置であっても学生生徒等の学習権その他の権利の一方的制限がある以上は出訴の対象となりうるとする見解がある<sup>33)</sup>。

さらに、学校が児童生徒を規律する包括的権能を有することは否定できないとしつつ、また校則は学校内部の自治規範的性質を有するものであるとしつつも、従来の部分社会の法理をそのまま肯定して特殊部分社会である学校内部の問題には司法審査が及ばないとするのではなく、校則はあくまで各種の教育法や教育条理、その他公法や私法等一般市民社会の法秩序を前提として存在するものである以上、校則の内容がこれらに抵触するような場合やその解釈運用等に関しても当然、司法審査の対象となるべきともされる<sup>34)</sup>。

また、これまでの判例から、大学における学生の退学処分は無論原級留置処分等について争われた事例でも訴えを却下した例はないことから、大学や学校における学生生徒の処分については実際には広く司法審査の対象となっており、ここでも従来の部分社会の法理の考え方の限界が現れているのではないかとするものもある<sup>35)</sup>。

このような見解が見られるところであるが、今日、学校内部の問題であることをもって司法審査の対象外とすることは妥当ではなく、紛争の公平かつ妥当な解決を図ること等が必要とされることからも、従来の理論は再考を迫られるものといえよう。

## (2) 校則の制定根拠、法的性質の再考

これまで校則の制定根拠については、主要なものとして以下のような学説 がある。

①特別権力関係説、すなわち生徒と国公立学校との在学関係は、公法上の 特別権力関係であり、在学する生徒に対して学校は教育目的の達成に必要な 九

範囲内で包括的な支配関係を有し、これに基づいて当然に校則を定めることができ、これに基づく指導に従わせることができるとする見解である<sup>36)</sup>。

②契約説、すなわち生徒と学校との在学関係は、両者間の契約に基づくものであり、校則は在学契約上の契約条項であり、これを守る義務が存在すると捉えるものである。契約説をさらに分類すると、校則は公共交通機関の運送契約や電気・ガス等の供給契約のように一方当事者が不特定多数の者と同種の内容の契約を締結する際に事業者側で準備する約款の性質を有する、すなわち在学契約は附合契約の性質を有するとする附合契約説、校則に従うことは在学契約の内容に含まれるが、契約内容、すなわち校則の内容について個別具体的に合意の上で契約を締結することができるとする在学契約説にさらに分類することができる。370。

③部分社会の法理説、前述の如く、学校は一般社会とは異なる特殊な部分社会を構成しており、法令に格別の規定がない場合でも、設置目的を達成するために必要な事項について校則等を制定し、これに基づき生徒を規律する自律的・包括的な権能を有するとする見解である<sup>38</sup>。

このうち、①の特別権力関係説に関しては、今日これを支持する見解はほぼ見られず、③の部分社会の法理説も、判例が示す立場であるが、もとより批判が少なくなく、今日では次第に支持されなくなってきているといえる。今日、多数の支持を得ているのは②の契約説であるといえる<sup>39)</sup>。そして、この立場は、校則の性質やその遵守義務、その違反に対する制裁等の性質等が、先に見た労働契約における就業規則や服務規律の法的性質や制裁の根拠等と類似したものであることが理解できる。

いずれも、一定の集団の秩序維持、教育や事業の遂行といった一定目的の 達成のために一定の規律が必要であり、学校や事業者はこれを規律するにあ たり必要な事項を規程として定めていること、その規程がなぜ拘束力を有す るものとなり、その違反に対して制裁が科せられるのかとの点に関しては、 当該規程が在学契約や労働契約の成立に伴い、合意のもとで当該契約内容に 組み込まれているからとされること、しかしながら、当該規程の内容やその 違反に対する指導や懲戒処分、その他の不利益処遇等の措置は一定の限界を 有するものであり、教育目的の達成や事業の遂行のための規律維持に必要な 合理的な範囲においてのみ認められるとされるものであること、そしてその必要性や合理性の判断においては、特に頭髪や髭など、身体の一部を構成するものについては特に慎重な、実質的な判断が求められること <sup>40)</sup> 等の性質を有することが挙げられる。

そして、先に就業規則も校則も契約説によると一方当事者対不特定多数の相手方との契約関係になることから契約約款たる性質を有する面があると捉えられることを紹介した。在学関係や校則の法的性質について、契約説は更に、校則を契約約款と捉える附合契約説と、あくまで個別の合意に基づき校則が契約内容となるとする在学契約説に分かれる<sup>41)</sup>。後者の見解によっても、学校は多数の生徒に対して同一内容の教育を実施するものであることから、現実には校則の内容は画一的にならざるを得ず、一人だけ特別扱いを求めるということは現実には困難な面があるのではないか。後に生徒やその保護者が生徒会、PTA等を通じての働きかけにより校則の改正につながる可能性はもちろんあるが、入学手続の際に、学校の諸規則を遵守し、指導に従う旨についての誓約書の提出が必要なことが少なくないことからも、ひとまず既存の校則の内容を確認した上で、生徒全員に同じように適用されるものとして適切な内容は何かということを検討することが重要ではないか<sup>42)</sup>。

そこで、在学関係について契約説を前提とした上で、単一当事者(学校) 対不特定多数の相手方(生徒)という関係で同種の契約が結ばれるという実態に着目し、校則を契約約款の一種と捉え、その適切な内容について、民法学上の約款論を用いて具体的に検討していく方法をとることができないだろうか。

近年我が国の民法典が改正され、584条の2~同条の4まで、「定型約款」の取扱いに関して明文規定が設けられた。すなわち、改正民法584条の2の第1項では、定型約款の「みなし合意」が、同条の2第2項では、その例外として、「みなし合意の不成立」に関する規定が置かれている。民法改正にあたりかなり紆余曲折があった部分であり、「定型約款」とはどのようなものが該当するかはこれからの解釈や運用に委ねられる面が大きいとされ、例えば先に挙げた就業規則等は労働契約が労働者の個性や能力に着目して締結されるものであることからこれに該当しないとされ<sup>43</sup>、校則以外の

学校の「学則」については、これに該当するか否か微妙ではあるが、既に学則中に定型約款とみなすという条項を挿入しているものもあり、一律に否定できないといえる 440。既に、校則が定型約款に該当しうる旨を示すものもあり 450、参考になりうる。

尚、附合契約説については今日の学校教育は非権力的作用であり学校と生徒が対等な立場で行われるべきとの観点から、附合契約説では校則を学校側が一方的に制定し原則としてこれに従わなければならないという状態を肯定することになるからふさわしくないとの批判がある<sup>46)</sup>。

しかし今日ではどのような契約においても、同種の契約を迅速に処理する ために約款を一方当事者が準備しておくことは珍しくなくこれ自体が直ちに 問題となるものではないこと 47)、約款はもともと当事者間の立場の格差が 存在する中で用いられることが多く、それ故に作成者に有利な内容を含むこ とが多く、不当条項、不意打ち条項等が含まれていた場合に相手方の保護が 特に強く求められ、相手方の保護を強く図ることで当事者間の実質的な立場 の互換性が確保されるようになること、このように民法学上の約款論が展開 され、約款規制のあり方が議論されその延長線上で今回の改正民法にて必要 な規定が置かれたことを考えると 48)、校則についても実態を踏まえた上で、 この「みなし合意」と「みなし合意の不成立」という概念により当該校則に ついて検討した方が、生徒の側の立場が強く守られることとなり、実質的な 面で対等性を確保できるのではないか。在学契約説で唱えられるように、学 校と生徒が対等な立場で校則の内容について合意を形成すること、「みなし 合意の不成立」が規定されたことから、不適切な内容のものは合意が成立し ていないと扱うことができるわけであり、本当にふさわしい内容の校則を両 者間で合意したものとして扱うことができることにもつながるのではとも考 えられるところである。次章で具体的な事例について検討してみたい。

# 5. 具体的検討

前述の如く、これまでも度々その問題点が指摘されてきたにもかかわらず、

今日でも尚、校則の内容に関して、特に頭髪に限ってみても、「ブラック校則」問題が知られる契機となった黒染めの強要をはじめ、髪の長さ、女子生徒のヘアピンやゴム、髪の束ね方等についての細かい規制、眉剃りや整髪料 <sup>49)</sup> をつけることの禁止等に関して、依然として多くの問題が生じているものである <sup>50)</sup>。

本来は頭髪規制に関しては頭髪が身体の一部であり取り替えが効かないものであることから、先に労働契約における服務規律による規制についての判例を紹介したのと同様に、その必要性や内容の合理性等について相当慎重な判断が必要と思われるところである。

学校において最も重要なのは身だしなみに関するごく基本的なマナーやエチケットを教育の場で習得し、生徒自身の判断で実践できるようにすること、すなわち集団の中で皆が落ち着いて快適に生活できるように、明らかに奇抜なもの、不快感や不潔感を抱くようなものを避け、一般の社会通念を踏まえた身なりを整えることであり、先の服務規律の場合と同じような基準で考えることで差し支えないのではないか。

すると、先述のような詳細な規定を設け、ホームルームの時間に、あるいは学年ないし全校集会を開いてまで徹底的に検査をし、個々の詳細な事項まで遵守を徹底させる必要性には大いに疑問を抱くことになる。

頭髪の具体的な長さ、例えば男子であれば耳や襟、眉にかからないようにする、最近問題となっているツーブロックを一律に禁止する、女子生徒であればヘアピンやゴム、髪の束ね方等について、男女とも関係する問題であるが眉剃りや整髪料の使用についての規制は、ほとんどの場合これらをなくして直ちに奇抜な印象や不快感・不潔感を抱くようなものになるとは到底いえないだろう。

先の丸刈り校則の判例で、当該校則は単なる心得を示したものにとどまるから違法性はないとされているものもあるが、今日問題になっているように学校側が当該校則について執拗に指導を続けることで事実上強制と変わりない、従わざるを得ないような状況にもなり得ること、そしてパーマ退学事件のように処分の適法性まで容認しているものもあるため、このような論理を持ち出し学校側が指導の正当性を譲らなくなる、最悪の場合実際に懲戒処分

が行われてしまうという可能性もある。

このようなことを考えても、校則やその指導が生徒や保護者と学校側との 基本的な合意に基づいて適切に行われるようにするためにも、やはり一定の 内容規制の必要性は否定できない。前述のような校則規定に関しては、まず 民法 548 条の 2 第 2 項による、「一方当事者の権利や利益を制限する」、ま た「相手方の義務や負担を加重する」ものに該当することは否定しえないだ ろう。更に、先に示したような理不尽な内容の校則自体が今日の社会通念に 反するものであり、相当以前から指摘され続けてきたように学校教育上の必 要性や合理性についても疑問があること、それゆえに理解が得られず反発が 生じること、これを押しつけることは結果として学校と生徒や保護者との間 の信頼関係の崩壊を招くことで、実情として教育の最も本質的な部分の崩壊 を招いている状態であることから、これは信義則に反するものであると考え られるところである。このような点を踏まえると、結果として同条の2第2 項後段の、「定型取引の態様およびその実情並びに取引上の社会通念に照ら して」信義則に反して「相手方の利益を一方的に害する」ものに該当するこ とを同様に否定できず、結果として「みなし合意の不成立」として扱ってよ いものではないのかと考えられるものである。

また、パーマや染髪に関しても、確かに中学生ないし高校生としてふさわしくないと言われたりしてきたが 51)、今日の社会通念においても必ずしもそのような印象を持ち得なくなっており、その規制のあり方についても相当以前から指摘されているものである 52)。パーマや茶髪が相当程度広まり、これらが社会において特別なものとはいえなくなっている現状では 53)、確かにドレッドスタイルや明るい茶色や金色である等、明らかに程度を過ぎたものは別として、パーマや茶髪自体が奇抜な髪型、不快感や不潔感を与えるものとは一概に言い切れないところがある。

黒染め強要訴訟で問題になっているように、自毛が元々茶色がかっているという場合はどうか。結果として、頭髪が茶色いという状態は同じである。いわゆる天然パーマの場合はどうか。今日、パーマをかけなくとも、ヘアアイロン等で頭髪に類似した効果を出すことはできるものであり、これについてはどう考えるのか。また、毛髪の質によっては髪型を整えるのに時間がか

四

かり、整えた形状が乱れやすい場合もあり、形状が乱れているのは見苦しい 印象を与えなくはないか。このような場合、パーマや整髪料等により整えや すくなるという効果もあり、まさに基本的な身だしなみという面で頭髪の手 入れ、形状をきちんと整える上での重要な問題も絡むわけだがどうなのか。

成長期において、パーマや染髪等において薬剤が頭皮に及ぼす影響等も指摘されるが、それは最終的には生徒本人や保護者がそれぞれの家庭の教育方針によって、あるいは施術する理・美容師の専門的な知見を踏まえて判断すべきであり、本当に身体に重大な影響を及ぼすほど危険性が高いのならば同年代の者すべてに問題となるはずであることから飲酒や喫煙等と同様、法律による具体的な規制が必要であり、しかもこの種の規制は必要最低限度でなければならないとされるはずである。一方で黒染めを何度も強要するような事例があるのは、何と大きな矛盾のある対応をしていることか。

ヘアスタイル雑誌が多数出回っているように、今日、理美容技術の進歩を受け、髪型は実に多種多様なものがあり、一人一人の好みも多様化している。理・美容室では顧客のスタイルに関する要望を受け、理・美容師がどのようなスタイルがよく似合いそうか個別の体型や顔や骨格等の構造、髪質を考慮しつつ施術するものである。理・美容室で施術を受けて整えたものならば、ほとんどは悪印象を与えるようなものにはなっていないのは街行く人々の姿を見れば一目瞭然である。また、長さ等の細かい制約があるが故にかえってスタイルが不自然になったり、似合わないものを押しつけるということにもなりかねず(顔の形、骨格等の構造から一人一人に似合うものは当然異なる)、これではやはり好感度のある身だしなみを整えることと矛盾することにもなる。

このようなことからしても、頭髪に関しては、詳細な規定を設けその遵守を求め続けることは今日限界が生じていると思われ、学校においては先述の如く、ごく基本的なレベルで「清潔で品位を保てるような状態にする」ことが最も重要であり、例えば先述のハイヤーの運転手のように、接客対応等で特別品位の高い対応を求められるということはありえないし、それでさえ髭の規制について一定の制約をかけ、ごく一般的なレベルの身だしなみが求められるであろう郵便局の職員や地下鉄の運転士等の場合でも、髭や長髪の規

かなり思い切った内容にはなるが、先の労働契約における議論や判例の動向、校則自体についてのこれまでの議論の動向等を踏まえれば、「清潔で品位を保てるような状態にする」という程度を越えた具体的な詳細な規定というものはすべて、前述の場合と同じようにみなし合意の不成立の要件に該当することを否定できず、その大きな弊害等を考えればみなし合意の不成立として扱ってよいのではないかと考えられるところである。

## 6. おわりに

以上、校則による頭髪規制の今日的諸問題と解決への方向性について、一つの試論を提示することを試みてきた。筆者が大学で教職科目を担当すると、日本国憲法の科目で自己決定権の問題について校則問題を扱うことがあり、講義の際の資料集め等を通じて、また近年の校則に関する度々の報道等により、生徒が必要以上に締め付けられているようで胸が締め付けられる思いをするものである。

筆者の中学生時代頃からの経験を振り返ってみても、ごく普通の地元の公立中学校に通ったが、校則はまさに集団生活の維持に必要とされるごく最低限のものにとどまり、頭髪に関しても、「清潔で品位を保つことができるもの」という程度であり、それ以上の強い指導を受けることや個別に検査をされる等の経験も一切なかったものである。それでも学校が荒廃するということはなく、伸び伸びとした明るい雰囲気の学校、勉強や行事等に全力で取り組める学校であり非常に素晴らしいと他校から異動してきた教師が揃って口にしていたことを思うと、筆者の母校では先に示したような教育を20年ほど前には既に実践できていたことが伺え、だからこそ今日における問題を考える上で、教育はもっと自由な環境で生徒の個性を生かして豊かな才能を伸ばし

ていくように、その中で必要な判断能力を身につけられるように行うことができるはずであり、現状を打開していくことがどうしても必要であるとの思いから筆を執った次第である。

本来、各論点により踏み込んで詳細な議論を展開すべきであるが、紙面の都合上、ごく大まかな内容になってしまった点が少なくないのは事実である。まずは現状を打開するために、一つの新たな方向性を示したものと受け取っていただければ幸いである。より詳細な内容に関しては機会をみて、稿を改めて論じたいと考えている。

### 註

- 1) 校則、生徒規則、生徒心得、校内規則、生活規則、生活規定等様々な名称があるが、主として中学校や高等学校における自校の生徒の生活様式について規律している諸規定のことを総称して、本稿では「校則」と称することとする。
- 2) 文部科学省編『生徒指導提要』1頁。
- 3) 前掲註2)、145頁。
- 4) これまでの具体的事例として、

坂本秀夫『「校則」の研究だれのための生徒心得か』三一書房 1986、

同『校則の話 生徒のための権利読本』(三一新書)三一書房 1990、

同『こんな校則あんな拘束』朝日新聞社 1992、

同『校則裁判』三一書房 1993、等。

今日における具体的事例として、

荻上チキ・内田良編『ブラック校則』東洋館出版社 2018、33 頁以下等。

- 5) 早田幸政『教育制度論』2016 ミネルヴァ書房 213 頁以下。
- 6) 1958年に水戸地方法務局が長髪を禁止した茨城県立高校の校則について是正勧告を行ったことをはじめとして、度々このような対応がとられてきたのは事実である(これらの対応の例として、日本弁護士連合会子どもの権利委員会編『子どもの権利ガイドブック』(第2版)明石書店2017、97頁以下等)。
- 7) これまでの代表的判例の紹介として、石戸悠太朗「校則をめぐる裁判事

例」『季刊教育法』204号 54 百以下等。

- 8) 石川多加子「日本国憲法といわゆる「校則」」季刊教育法 204 号 14 頁以下、同「そもそも校則ってなんだ?」『教育と文化』91 号 31 頁以 下等。
- 9) これらの点につき、横湯園子・世取山洋介・鈴木大裕編『ゼロトレランスで学校はどうなる』共栄書房 2017、世取山洋介「ゼロ・トレランスに基づく学校懲戒の変容の教育法的検討」『日本教育法学会年報』45号107頁以下、小野方資「ゼロ・トレランスに基づく福山市「生徒指導規程」の教育法学的検討」『日本教育法学会年報』46号157頁以下、日本共産党東京都議会議員団「都立高校における校則の全校調査結果について」https://www.jcptogidan.gr.jp/category01/2020/0305\_1697 (2020年11月8日 22時58分閲覧)等。
- 10) 前掲註2) 145頁、同192-193頁。
- 11) これらがいずれも一方当事者が多数の相手方と同種の契約を円滑に締結 するために用意された契約条項の総体であるものとされてきたこと等か ら、それぞれの接点があるものと思われる。

また、労働契約と約款問題や消費者契約の特性について、その比較検討を試みるものとした先行研究としては、吉村良一「労働契約における労働者の『意思』と『規制』」根本ほか編『労働法と現代法の理論 上』日本評論社 2013、3 頁以下、

吉村良一「契約法理論から見た解雇規制法理」『民主主義法学と研究者の使命』日本評論社 2015、451 頁等。

12) 判例の法論理が教育をめぐる権利・義務関係をより明確にし、理論をさらに緻密にするほか、提訴から終結までの一連の裁判の過程や判決が教育の現実や教育運動、教育政策に影響を及ぼすという機能もあるとされる。これらの点につき、

姉崎洋一ほか編『ガイドブック教育法』三省堂 2009、131 頁(吉岡直 子執筆分)。

- 13) 労働基準法 89条。
- 14) 荒木尚志『労働法(第 3 版)』有斐閣 2016、354 頁

八

- 15) 最判昭和 43 年 12 月 25 日民集 22 巻 13 号 3459 頁。
- 16) 荒木、前掲注 14、355 頁以下、菅野和夫『労働法(第 11 版)』弘文堂 2016、194 頁以下等。
- 17) 下井隆史「就業規則の法的性質」日本労働法学会編・現代労働法講座 10 巻 293 頁、菅野和夫『労働法(初版)』弘文堂 1985、93 頁等。
- 18) 荒木、前掲註14)、357頁。
- 19) 荒木、前掲註 14)、362 頁、菅野、前掲註 16), 196 頁等。
- 20) 荒木、前掲註 14)、455 頁、菅野、前掲註 14)、659 頁等。
- 21) 東京地裁昭和 55 年 12 月 15 日労判 354 号 46 頁。
- 22) 神戸地裁平成 22 年 3 月 26 日判決、労判 1006 号 49 頁(原審)、 大阪高裁平成 22 年 10 月 27 日判決、労判 1020 号 87 頁(控訴審)。
- 23) 福岡地裁小倉支部平成 9 年 12 月 25 日決定、労働判例 732 号 53 頁。
- 24) 大阪高裁令和元年 9 月 6 日判決、労働判例 1214 号 29 頁。
- 25) 熊本地判昭和60年11月3日、判夕570号33頁。
- 26) 神戸地判平成6年4月27日、判タ868号159頁。
- 27) 最判平成8年7月18日、判タ936号201頁。
- 28) 前掲註 25) 判決。
- 29) 最判昭和 52 年 3 月 15 日民集 31 巻 2 号 234 頁。
- 30) 石川、前掲注 6、季刊教育法 204 号 16 頁。 北川邦一「子どもの権利と学校の規律権能―子どもの権利条約批准にあ たっての「学校=法外特殊部分社会」論批判―」大手前女子短期大学・ 大手前栄養文化学院・大手前ビジネス学院研究論集 13 巻 18 頁以下等。
- 31) 姉崎ほか編、前掲註 12)、130 頁。
- 32) 兼子仁『教育法』(新版) 有斐閣 1978、401 頁。
- 33) 兼子、前掲書註 32)、402 頁。
- 34) 伊藤進「学校規範(学則等)と契約理論」伊藤進『教育私法論』信山社 2000、65 頁。
- 35) 渡邊亙「いわゆる「部分社会の法理」の再構成」関西法政治研究会編 法政治研究創刊号 246 頁。
- 36) 栃木県弁護士会編人権公害委員会編『校則と子どもの権利』1996、随

想社 56 頁等。

- 37) 前掲註 36)、57 頁以下。
- 38) 前掲註36)、59頁。
- 39) 尚、契約説は特に公立学校の在学関係、特に義務教育である公立小中学校の在学関係にこれを適用できるか否かについて不自然な点を残すとされたが、今日では特に問題なく同説を適用させることができるのではとされているところである。例えば、

中野進『在学契約上の権利と義務』1999 三省堂等。

- 40) この点が特に校則問題において、判例や学校現場の実務の運用と学説の 示すところが大きく異なるところであり、それ故に軋轢を生んできたも のといえる。
- 41) 前掲註36)、57頁。
- 42) この点が、改正民法における「定型約款」の特性と合致するものといえる。
- 43) 松村秀樹・松尾博憲『定型約款の実務 Q & A』商事法務 2018、29 頁。 労働契約の場合は就業規則については先述の如く、特別法としての労働 契約法による一定の規律を受けることは事実であり、これを踏まえて民 法学上の定型約款に該当しないとするものもある。

平野裕之『新債権法の論点と解釈』慶應義塾大学出版会 2019、297 頁。

44) 文部科学省の見解では該当しうる場合があるとされ、

同省「私立学校法の改正について」

https://www.mext.go.jp/content/20200124-mxt\_sigsanji-1411620\_00002\_007.pdf (2020 年 11 月 12 日 16 時 25 分閲覧)

更に学則を定型約款と見なすという条項を挿入しているものとして、中村学園短期大学学則 https://bwu.bunka.ac.jp/outline/images/pdf/gakusoku20\_02.pdf(2020年11月12日16時24分閲覧)等。 現時点では微妙であるとされるものにつき、前掲註43)、297頁等。

- 45) 飛翔法律事務所編『学校トラブル法的対応 Q & A』経済産業調査会 2019、32 頁。
- 46) 前掲註6), 84頁。
- 47) 前註 43)、302 頁。

 $\overline{\overline{\phantom{a}}}$ 

- 48) 当初は、約款規制についてより広く詳細な条項を置くべきであるとされていたものが、経済界等からの反対論も強く、現行法のような規定が妥協の産物としておかれたものである。この経緯につき、前註43)、292 頁以下、日本弁護士連合会編『実務解説 改正債権法』(第2版)弘文堂2017、367頁以下等。
- 49) これも、理・美容室での施術に整髪料で形状を整えることや眉を整える ことが含まれていることが少なくないという実態が理解されているのか どうか疑問を抱くところである。
- 50) 荻上・内田、前掲註4) 34 頁以下。
- 51) 米沢広一『憲法と教育 15 講』(第4版) 2016 北樹出版 42 頁。
- 52) 石川恵美子「校則と社会通念」『児童心理』48巻16号129頁以下、 永井憲一「学校規則と児童・生徒の人権」法政大学現代法研究所叢書5 『教育法学の現代的課題』1984日本評論社49頁、

大島佳代子『多様性時代だから見直す「学校のきまり」「校則」『教職研修』 546 号 25 頁。

また柿沼は、先の丸刈り校則の判例を、今日の実態を踏まえて、茶髪など身体の一部への校則による強制と置き換えて考えてみることを指摘し、校則等の生徒心得は強制力はないものと解すべきと改めて述べている。この点について、柿沼昌芳『学校の生活指導・保護者の心得帳』同時代社 2014、144 頁以下。

53) 美容専門学校における学科科目である「関係法規・制度」の教科書には、「美容所で、頭髪にパーマネントウェーブをかけたり、セットしたりすることは日常生活の一部となっている」、「このことにより、人はその容姿を美しく整えることができ、楽しい気持ちで毎日の生活を送ることができる」と明記されていることがその証左であろう。

日本理容美容教育センター編『関係法規・制度 2』2019、39 頁。